

障害者診断書・意見書の作成について(脳原性運動機能障害)

【障害固定とみなす要件】

- 乳幼児期に発症した脳を起因とする疾病・外傷による機能障害であること。
- 3歳以下の申請については、乳幼児期の発達段階にあり、その障害固定の判断が困難なため、一律社会福祉審議会への諮問〈障害固定の判断〉を要する。
- 脳原性運動機能障害における上肢機能障害の認定については、沖縄県社会福祉審議会専門部会承認事項(平成26年2月審議会)により、6歳以上の認定とする。

【認定部位について】

- 脳原性運動機能障害の認定は、診断書①「障害名」に記載された部位のみ認定の対象となります。(移動機能障害・上肢機能障害)
- 記載のない部位は認定対象となりませんので、ご注意ください。

【検査所見】

- 診断日から6ヶ月以内の検査所見であること。

【認定基準】

- 医師必携を参照して下さい。